



産業組合法が出来るまで

オ　二　編

信用組合法案の審議続く

政情騒然・議会解散

* 品川・平田共著の信用組合提要

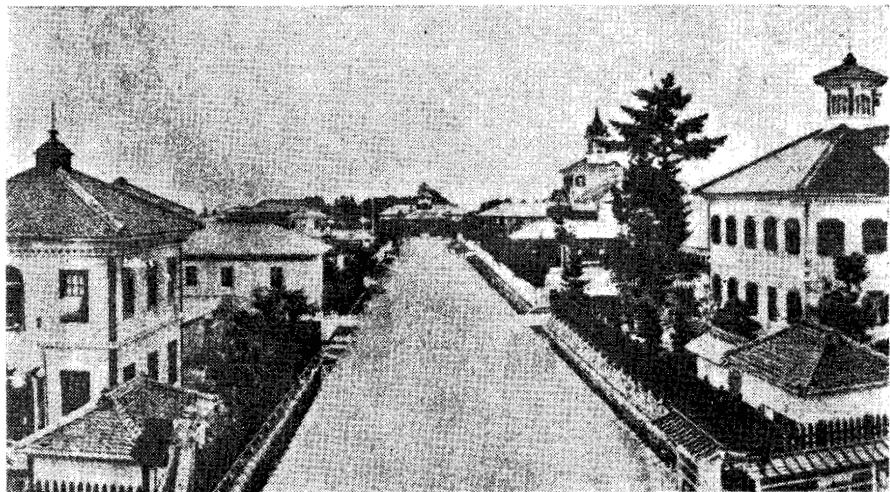
山形県置賜地方に信組相次ぎ設立

* わが国最古の小松、糠野目信用組合

オ 10 議会で産組法再び不成立

今年の稻束はずつしり重い＝刈入れす
る沖田政安さん

（読売　宮崎泰昌氏撮す）



明治初年の山形県庁前通り (明治14年菊地新学翁撮影)

わが国の協同組合は世界史的に見て、何時(いつ)、どのようにして生れたか?

これについて奥谷松治氏は著書「日本協同組合史」で次のように述べている。

「わが国における近代的協同組合の始まりをどこに置くかという問題は、これまで多くの協同組合史家を悩ました問題であった。」

たとえば、一部では二宮尊徳が指導した報徳社をドイツのライファイゼンの信用組合にあたるものと見、また大原幽学の指導による農民の先祖株組織をイギリスのロツチデール組合に比較する等の混乱がみられるが、これらはいずれも協同組合と形の上で似ていることでとり上げたにすぎない。

問題は形にあるのではなく、協同組合が現代の資本主義經濟といかなる関係にあるか、すなわち、その支配下にある労働者農民の政治的、經濟的利益に対しても協同組合がいかなる影響を持つか、という点にこの問題をとり上げる課題と意義がある。」

と、「報徳社」、「先祖株組織」をわが国の協同組合の先くとして、協同組合が資本主義と不可分の関係で生れて來たことがはつきりしているかぎり、諸外国よりも非常にくれて資本主義が發展した明治時代（一八六八年～一九一二年）に入つて自然発生的に出來た各種の販売組合を、わが国の協同組合の始まりとしているようである。

横浜開港とともに販売組合

安政六年（一八五九年）の横浜開港と、明治維新とによって、わが国は徳川三百年の鎖国から解かれ、諸外国との貿易がにわかに盛んになった。

農業生産物が当時既に高度に発達した世界市場との接触が開始され、中でも生糸、蚕種、茶の輸出が活潑に行われたので、このようないくつかの輸出品の集荷と、販売の方法を資本主義経済制度に添つたやり方にする必要がおこり、生産者の組織として、生糸販売組合、製茶販売組合が各所に設立されて、組合の生産品がどしどし横浜港から荷積されて行つた。

大蔵省編さん「大日本外國貿易」対照表によると、明治維新（一八六八年）後の生糸、製茶、蚕種輸出五ヶ年間平均額は

	生糸	茶	蚕種
明治元年～五年	六、四一二千円	三、八一八千円	二、四六二千円
六年～十年	八、八六五	五、七二〇	一、三〇三
十一年～十五年	一〇、五四五	六、六九五	五三三
十六年～二十年	一七、六八一	六、八二一	二六
廿一年～廿五年	二九、三六七	六、六三三	五
廿六年～三十年	四三、一六七	七、七四八	二

で、これ等の輸出品は次のような販売組合から出荷されたものである。

製茶販売組合一静岡県磐田（いわた）社（設立明治十年）、協盛（きょうせい）社（明治十五年）、益集（えきしゅう）社（明治十

六年）。生糸販売組合一群馬県礁冰（うすい）社（明治十一年）、甘楽（かんらく）社（明治十三年）、下仁田（しもにた）社（明治二十六年）。

下から自然発生的

このように明治二十年代の前期までに発足した製茶、生糸販売組合はわが国の資本主義の生長に応じて、農民と貿易業者、または、これと結びついた地方問屋のさしまつた必要によつて出来たものであった。いわば、下から自然発生的につくられたものであるが、生糸販売組合のうちでも有名なのは群馬県のいわゆる「上州南三社」と呼ばれた礁冰（うすい）、甘楽（かんらく）、下仁田（しもにた）の三社で、単に農民の協同組織の先駆であるばかりでなく、製糸業の発達に対しても重要なこう献をした組織であった。

この「南三社」の外に、長野県諏訪に明治十二年（一八七九年）輸出生糸の共同販売を目的とした「開明社」が設立されたのをはじめ、山形、山梨をはじめ全国各地の養蚕地に販売組織が生れたが、これらの組合は「南三社」のように永続性がなく次々とつぶれてしまつてゐる。

生糸販組・山形は九組合

明治三十一年（一八九八年）現在（南三社が出来てから約二十年後）で農商務省が調査した生糸販売組合の分布状況を見るところ、

群馬県 十九組合

九組合

山形県 四組合

千葉、岐阜、富山県 各二組合

京都、宮城、岡山、高知、宮崎県 各一組合

という数字が出ており、山形県が生糸販売組合の発しよう地、群馬の十九組合に次いで、九組合も設立されていたことは、古から山形県が養蚕が盛んで、生糸の輸出に熱心であったかがうかがえる。

製糸業に機械を取り入れ

生糸販売組合の設立は当然製糸業の発達を助けた。

製糸技術は横浜開港後、十数年間は、これと云つて取り立て云うほどの改善が行われず、純然たる省内工業の生産にまかせられていた。

開港以来、生糸が断然他の輸出品をおさえて最上位を占めていたが、不揃いの粗悪品がアメリカ市場から嫌われ出したので明治新政府はあわてて製糸業に機械を取り入れ、政府直営、すなわち、官営製糸場をはじめ各所に機械製糸場の設置を奨励し、アメリカの不評ばん回にやつ起になつた。

その当時出来た主な製糸場としては

- 前橋製糸所（藩営—明治三年（一八七〇年）六月操業開始、地名をとつて大渡製糸所とも云つた）。
- 小野組築地製糸所（明治四年八月操業開始）。

。富岡製糸場（官営—明治五年七月操業開始）。

。勧工寮赤坂葵町製糸場（官営—明治六年二月機械装置完成）。

等で、明治五年から十年（一八七七年）にかけて、富岡官営製糸工場をサンプルとした機械製糸工場が各地に開設された。

民間工場で最初に機械製糸を採用したのは小野組の上諏訪深山機械製糸場の明治五年八月であつて、その後長野県上田、伊那地方をはじめ山形県東置賜郡漆山にも機械工場が出来た。

富岡官営工場の設備は明治の初めとしては実に画期的なもので、ヨーロッパの製糸業中心地であるフランスのリヨンからボール・ブリューナという専門の技師を招き、高給で工女の指導に当らせた。

これまでの省内工業から機械で製糸する職場とあって、廢藩にあって禄を失った武士の妻子が、工女を志願して続々集り、明治六年六月二十四日には皇后陛下が同工場に見えられ、珍しい機械製糸の実況を御覧になられたほどの名所となつた。

機械製糸と、生糸販売組合は相より、助け合つて、資本主義経済の発展とともに進展して行つたが、その多くが永続性がなく、「上州南三社」が才二次世界大戦（一九三九年—一九四五年）の企業整備に会うまで延々と続いたことをのぞいて、ことごとく姿を消してしまつてゐる。

わが国最初の蚕種販売組合

蚕種販売組合の設立も蚕種輸出とともに発足した蚕種業者の組織で、明治六年（一八七三年）六月、長野県小県郡塙尻村に

出来た「妙妙連」がわが国最初のものであった。

蚕種製造業者の方には昔から産地の種屋仲間で「信州連」「上田連」というような組織を持っていた。これは蚕種紙の寸法、蚕卵のつけ方、販売価格の協定、不正蚕種の取締り等の規定を持つ同業組合的機能のものであったが、蚕種の輸出は「生糸の根元を外国に持ち出すことはけしからぬ」との徳川幕府の解釈で、横浜開港後は安政六年（一八五九年）から慶応元年（一八六五年）までは絶対輸出禁止となってしまった。

しかし当時、ヨーロッパの蚕業が微粒子病流行のため全滅に瀕し、優秀な蚕種を持っている日本のことを見たフランス政府から徳川幕府に蚕種の援助を求めて来るので、幕府から一万五千枚の蚕種をフランスに贈った。これがキッカケとなって外国人からの注文が殺到し、幕府も蚕種輸出解禁に折れて、蚕種業者に大景気が到来した。

解禁の慶應元年後は年々注文が激増し、明治十年頃までは、毎年一〇〇万枚から二〇〇万枚の輸出が行われ、価格もウナギ上りに暴騰、明治元年（一八六八年）には蚕種一枚の最高値が実に九ドルにも達したとのことである。

ところが、そのうち現れたのが業者の不正取引きで、不良蚕種はまだしも、紙にノリでゴマ粒をはりつけて、蚕種に見せたガン造品の輸出まで出たので、明治六年五月、不正蚕種取締りを目的とした「蚕種製造取締規則」を改正し、業者間の会社組織を奨励した一方、自覚した業者の中からも優良蚕種製造販売のための組合組織の説が出はじめた。その代表的な

ものが長野県塩尻の妙妙連で、優良蚕種を製造して、代表者を横浜に出張させて外商との間に取引きし、取締規則に従った会社を同年六月に組織させたのであった。

この種の組合（会社）はそのほかにも群馬県をはじめ、養蚕県に多数設立されたが、明治十年以後蚕種の輸出が減退するとともに、ことごとく組織を解散してしまい、再び、もとの個人的販売に逆戻りしてしまったのであった。

肥料を中心とする農村購買組合

生糸、茶、蚕種の販売組合に続いて農村に浸透したのが購買組合の設立で、主として人造肥料の購入を目的としたものである。農産物の商品代とともに被服類、マツチ等の工業製品が農村に流れこんで来たが、それにもまして農民が渴望したのは「人造肥料」の購買であった。

明治二十年代になって輸入肥料が普及し、肥料工業が発展するに伴って肥料を中心とした農村購買組合が神奈川県の同伸（どうしん）社（明治二十一年）をはじめとして各地で誕生した。

信用組合法案の審議統く

品川弥二郎・平田東助らドイツへ留学

安政五年（一八五八年）に大老井伊直弼の英断で結ばれた徳川幕府の日米、日英、日仏、日露の通商条約で横浜、長崎、函館三港の貿易開始はわが国の生糸、茶、蚕種、水産物、米、麦、

銅等が諸外国に新しい販路を見出し、これ等の生産者、販売者が自主的に生糸、茶、蚕種等の販売組合、肥料購入のための購買組合を組織したが、明治二十五年（一八九二年）八月に静岡県掛川町に設立された掛川信用組合は明治二十四年十一月の才二議会で流産した「信用組合法案」の立案者である内務卿（大臣）の品川弥二郎、法制局長平田東助両氏が明治初年にドイツに留学した際見聞した同國の信用組合運動に感動し、法制化を急ぐとともに、民間に強力な組合設立を勧説した結果出来たわが国最初の信用組合である。

明治四年（一八七一年）品川弥二郎氏の渡欧につづいて平田東助氏が政府の命でドイツに留学、先進国の内部をあらゆる角度から観察、見聞した。両氏の留学は明治九年まで五ヶ年に及んだが、一ぱん感動したのは當時ドイツに流行していたシユルツエ・デイリッヂ（一八〇八～一八八三）式の信用組合で、両氏は機会をつかまえてはこの信用組合の研究に没頭、すっかり心酔してしまい、帰朝後はこれをわが国に移し植えて、法制化することを決意した。

品川、平田両氏が感動したドイツの信用組合の模様は明治二十九年発行の品川、平田共著「信用組合提要」によると

ドイツの信用組合

「組合の原則はイギリスにおこり、次いでフランスに移り、一八五〇年（嘉永三年）ドイツに渡つて、もつとも隆盛を極めた、オーストリア、イタリー、ベルギー、スイス、アメリカ等



創設された農商
務省

の諸国に信用組合が設立されたのはずうと後年のことでもあり、各國中もつとも盛んなドイツは一八八九年（明治二十二年）の調査によると信用組合の数が三、四六七、その中、組合中央部に営業成績を報告したものが、一二〇〇組合、組合員四十九万人、組合員持分一億九〇〇万マルク、準備金二〇六〇〇万マルク、貸付金十五億マルクである。」

と記述しており、両氏がドイツ留学の才一年の一八七一年（明治四年）には既にシユルツエの信用組合運動の指導機関「ドイツ産業組合総連合」がドイツ帝国法律として

「ドイツ産業および經濟組合法」として発布されたのを知り、帰朝した品川氏は明治十四年（一八八一年）、内務省勧農局長から農商務省創設とともに農商務次官兼山林局長となり、十八年（一八八五年）ドイツ公使として再度ドイツに渡るまで、わが国の産業政策の担当者として活躍した。

やがて明治二十四年（一八九一年）、品川氏は松方正義内閣の内務大臣として入閣すると、法制局長平田氏に対し、かつてのドイツ留学時代からの念願であった「信用組合法案」を来る議会に提出することを語り、平田部長に法案の起草を依頼したのである。平田部長は帰朝後、ずっと研究しつづけて来た法案の構想を練り、政府提出の「信用組合法案」として同年十一月二十八日にオニ帝国議会に提出した。十二月一日貴族院に上程となって、直ちに特別委員会に附託され、同月三日と十日と二回の委員会を開き審議が続けられた。

◎品川 弥二郎

（天保四年（一八四三年）～明治三十三年（一九〇〇年））長州（山口県）萩の足輕の子に生れ、十五才の時、吉田松陰の「松下村塾」に入つて久松玄端、高杉晋作と国事に奔走、品川のイギリス公使館焼打ち事件にも参加した。明治維新戦争には東北各地に転戦、明治三年（一八七〇年）普仏戦争視察のため大山巖、林有造等と渡欧、イギリス、ドイツ等に滞在、六年にはドイツ代理公使もとめた、明治九年帰朝後は内務少輔、農商務大輔を歴任したが、三菱の海軍独占を破るために三井の資本で共同運輸会社をつくった後、十八年駐独公使に転出した。二十年、西園寺公望と代つて帰朝、松方内閣の内務大臣となり、反対党を「革命党」と呼ばわりして遂にオニ議会解散の導火線となり、総選挙には軍隊まで動員して反対党に大弾圧を加えたが、結局敗北し

◎平田 東助



明治の英傑・品川弥二郎氏＝ドイツで平田東助氏と産業組合の何たるかを習得、内務大臣当時、信用組合法案を議会に提出了。



＝平田東助氏＝明治22年オ1回勅選議員になつた当時の平田東助氏

上杉藩の興
讓館に学び
明治四年か
らドイツに
留学、同九

年帰朝後、官界につき、農商務大臣、内務大臣、内大臣となつた。明治、大正の両年代にわたるわが国才一級の官僚政治家、伯爵。

議会解散で陽の目を見ず

政情騒然・官憲と反政府党の激突

品川・平田両氏は議会の内外で法案の成立に努力を重ねたが、議会解散という予期しない突発事態にあって、ついにこの法案は陽の目を見ずに終つた。

才二議会当時の衆議院は野党の自由、進歩両党が議席の多数を占め、松方内閣支持の大成会を凌駕していた。

政府の提案するものには法律案、予算案の区別なく、是非を論じるまでもなくことごとく反対してしまい、与野党衝突のまま全然審議不可能となつたので、政府は最後の断を下だし、貴族院を停会、衆議院を解散してしまつたのである。

品川氏は選舉大弾圧、議会紛糾の責を負い、内務大臣を辞め同二十四年八月八日になつて松方内閣も總辭職し、伊藤博文内閣が出現した。平田氏も二十六年十一月に法制局部長を退き、翌二十七年一月に枢密院書記官長に転じた。

山形県の第一回衆議院議員

平田氏は本県貴族院議員第一号

才一回当時の選舉人資格は「日本国民の男子にして年令満十五才以上の者で、そのうち県内において直接國税十五円以上

を納めるもの」と制限されていたので、山形県の有権者数はわずかに一万九三七名、選舉の結果は次の通りとなつた。

◇第一区（山形市、村山三郡）宮城浩蔵（改進）、佐藤里治（改進）

◇第二区（置賜三郡）五十嵐力助（改進）

◇第三区（庄内三郡）駒林広運（改進）、鳥海時雨郎（自由）

◇第四区（最上、北村山）丸山督（改進）

以上六名の才一回衆議院議員が選出された。一方の貴族院は、選舉する衆議院議員と違つて、皇族及び公、侯爵、伯、子、男爵の間で公選された代表者と、國家に功勞があり且つ学識あるものの中から特に勅選されたもの、ならびに府県の多額納稅者十五名から選出された一名の代表者とが貴族院議員に任せられる

という仕組であったが、山形県からの才一回勅選議員には「国家に功勞があり学識者」として、この平田東助氏が命ぜられていたから、平田氏こそは貴族院議員の才一号であったわけである。

また、当時の十五名の県内多額納稅者、すなわち貴族院の多額納稅議員互選資格者は

西田川郡加茂町秋野直吉、飽海酒田町小山太吉、西田川郡大泉村木村九兵衛、東村山郡高齋村佐藤庄右門、北村山郡東根町横尾弥門、東田川郡八栄島村日向三右工門、北村山郡大石田村渡辺喜助、同佐藤茂兵工、西田川郡東郷村大滝三郎右工門、山形市三浦権四郎、西村山郡谷地村細谷巖太郎、西田川郡鶴岡町平田安吉、山形市長谷川直則、西村山郡高松村工藤八之助、東村山郡天童町青柳清兵工で、秋野氏の直接國税二九六四円から青柳氏の一九一七円まで全部一千円以上という豪勢なもので、その中に多くの豪農、大地主が名をならべていた。

才一回当時の選舉人資格は「日本国民の男子にして年令満十五才以上の者で、そのうち県内において直接國税十五円以上

これらの人々が互選の結果、山形市の長谷川直則氏が当選、最初の多額議員となつたが、病気のため辞職し、明治二十九年一月二十五日補欠選挙の結果、谷地村細谷巖太郎氏が多額議員となつた。

山形県から六名の衆議院議員、平田、長谷川の一貴族院議員を送った才二議会は解散となつて、二十五年二月行われた才二回総選挙は品川内務大臣の大干渉で、全国で死者二十五名、負傷者三八〇名を出し、県内でも各地に官憲と反政府党候補との間に抗争が続発した、選挙結果は全国的に政府側の大敗北となつたが、山形県は最も反政府的であつた自由党候補がマクラをならべて落選し、改進党議員が大量に選出された。

◇第一区 宮城浩蔵(改進)、佐藤里治(改進)

◇第二区

五十嵐力助(改進)、斎藤良輔(改進)

◇第三区

本間耕曹(改進)、斎藤良輔(改進)

◇第四区

松沢光憲(無)

近代協同組合の発端 報徳社

先祖株

明治年代（一八六八年）の初期に出来た販売組合、さらについ二十年代の購買、信用組合が資本主義経済の発展とともになつた

近代的協同組合の始祖としつたが、封建性のきわめて濃い徳川末期の、二宮尊徳の「報徳社」と大原幽学の「先祖株」はわが国との協同組織の発端とされている。わが国には古く鎌倉時代に始まり、徳川時代に相互救済の目

的でさかんに行われた頼母子講または無尽といわれる金融の方法があつた、規約を作り、時を定めて集合、毎回一定の掛金を出し合ひ、入札、またはくじで落札または当選者を定めたものだが、現在でもかなり多くの人々がこの方法になじんでいる。「報徳社」も「先祖株」もこの頼母子講に範を仰いだもので、報徳社が貨幣中心の結社であるのに対し、先祖株は土地中心の協同組織である。

二宮尊徳（天明七年）一七八七年～安政三年（一八五六年）は通称金次郎、相模國に生れ、貧困の中に育ち、苦学力行、二十八才で破産に瀕した一藩士の家政整理に成功し、その経済の才を認められ、下野国桜町の復興事業に当つた。荒地の開墾、移住民の招致、無利息資金の貸与など、辛苦經營の結果、十五年でこれを完成し、農村經營の偉大な指導者として注目された。

晩年は當時として異例の抜てきを受け、幕臣に加えられた。

「天地自然の徳によつて万物育成、王侯士夫、農工商各々その分に勤めることによつて人生は安らかである」という、尊徳の天地人三つの徳に報いる報徳精神は次第に各地に普及し、道德と経済の調和を中心とした協同的結社が設立された。この結社がわが国で協同組合の前駆的な組織として有名な「報徳社」である。

「報徳社」はこのように二宮尊徳の指導のもとに組織された封建制度下の協同的結社だが、鎌倉時代に生れた頼母子講を改善して、共同的な金融団体にし、徳川の末期に各階層の間に普及した。この中でもつとも有名なのは、町人十九名で百六十両の

土台金（基金）で天保十四年（一八四三年）四月に設立された「小田原報徳社」である。

「報徳社」が最初に取り上げた事業は金融事業で、家業家政の改善を目的とし、資金の貸付を社員の入札で行い、その返済には無利息、年賦償還の方法をとり、必ず一回の掛金を余分に返えさせた。すなわち、「報徳社」は各個人が報徳の趣旨にもとづいて、まず自力更生に努めることとし、このために必要な資金を融通したのである。

明治十年（一八七七年）前後から静岡、神奈川、愛知等を中心として一段と発達し、また明治新政府も新しい信用組合設立のサンプルとして同社を大いに宣伝、松方内閣が明治二十四年の才二議会に信用組合法案を提出するにあたって、法案の提案者品川内務大臣の命をうけた平田東助氏が「報徳社」を往訪、法案作成の参考にしたことはあまりも有名な事実で、わが国で最初に設立された静岡県掛川町の「掛川信用組合」をはじめ、静岡県を最多として、各県に続出した信用組合の大部分が「報徳社」を背景としたものか、またはそれをまねたものである。

ある説によると「報徳社」は経済機関であるよりは教化機関の性格、地主の農民支配の一方である性格が強かつたとしているが、当時のおくれた農村金融状態の改善に大きく役立ち、後の信用組合設立の道標的存在となつた。

一方「先祖株」の創設者である大原幽学（寛政九年）一七九七年（安政五年）一八五八年）は二宮尊徳よりも十才若く、尾張藩重臣の次男に生れ、長じて母姓を名乗つた。

幽学は最初、徳川幕府の御用学であつた朱子学を学んだが、それにあき足らず、京都で伊藤仁斎の説く古学派を修め、近畿地方を遊歴後、関東に入り、下総（千葉県）香取部長部村に落ちついて、その地方の人々に学を伝えるかたわら、自らクワをとつて農事改良、開拓、共同購入、生活改善を勧めた、「先祖株」もその一つであつて、それは「報徳社」同様に頼母子講に着想、組合員が所有地の一部を出資し、その収益を積立て、土地改良、開拓、農地購入をやり、共同の財産を作り、子孫の生活安定を図る事を目的とした幽学が創設した協同組織であつて、居村、長部村の地主を中心につくられ、後で隣接五ヶ村に普及した。

幽学の説く學問を當時の人々は性理學と呼び人倫を主として説いたものだが、実践的影響力が強く、遂に幕府ににくまれたあげく、組織は解散を命ぜられ、関係者は処罪され、当の幽学は自殺してしまつた。

こうして長部村を中心とした「先祖株」はさほど永続しなかつたが、「報徳社」とともに封建社会の中で果敢に行われた代表的な協同組織であつた。

「信組法案」第二議会に提出

明治二十四年の才二議会に提出された「信用組合法案」は品川内務大臣の命で、当時の法制局部長平田東助氏が起草したも

のであるが、平田部長の考へでは、その頃全国的に多く設立されていた販売、購買、製造等の協同組合を法制化することを後回しにしても、まず農村の金融面を保護し、法制化した組合として発展させれば、当然販売、購買の方面にも便宜で、テコ入が出来るから、信用事業を確固たるものにした上で、次第に他の事業組合を法律化して行くべきだとして、品川、平田両氏の意見が一致し、ドイツのシユルツエ・ディリッヂ式信用組合の内容を多く取り入れて草案したものであった。品川内務大臣が明治二十四年十二月一日貴族院で行った「信用組合法案」の提出理由の内容は次の通りである。

「信用組合法案」要綱

- ① 信用組合の目的 組合員に営業資金を貸付及び勤儉貯金の便宜を得せしむるにある（才一条）
- ② 区域と員数、町村内に限り、組合員数は最低十名を限度とする（才六条、才十条）
- ③ 出資 組合員加入の際の加入金、持分を定め、その額に達するまで、毎月定款に従つて出資を行い、持分は各組合員一口を必ず持つこととし、三口を最高限度とする（才十五条、才十六条）
- ④ 損益分配 每計算期後総会の認定を経て組合員に割当てること（才二十二条）
- ⑤ 組合は組合員の持分現在高については租税、公課等に次で優先権を有すること（才一十八条）

⑥ 組合員は持分を抵当とし、または他人に譲渡することが出来ぬ（才二十九条、才三十条）

（品川内相の提出理由説明）

ここに政府が提出いたしました信用組合法案と申しますものは、中産以下の人民のために、金融の便を開いて低利に資本を使用することを得させ、勤儉自助の精神をねこし、以て地方の実力を養成しようとするのが目的でございます。古人も申しておりますように、幼いて儲け、勉強して蓄え、それを増殖して行かなければ、一家も一村も立ち行かぬと申しておりますが、この一町村は、もとより一家でも同じ、一国でも同じことでござりますが、人の厄介にはならないという精神が入りませんければ、今日のこの有様で行きましたならば、到底自治制度の目的を達することは出来まいと存じます。

地方小民の積立てました金は一ヶ、一ヶではまことに少額のものには違いございません。しかしこれを合して一団といたしました時は、外は以て世間の信用を厚くし、内は以て経済上、徳義上の团结力を養成して、資本の流通を滑かにすることが出来ましよう。そうすれば地方経済の基礎も強こになり、従つて地方自治の精神もはじめて発達し、又法律制度の進歩は経済上の改良と並立して国家真正の進歩はここに至つて、その目的を達することが出来ましようと考えます。信用組合の組織は全国到るところに行われております。頗る母子講の如きも、これも信用組合の一方法でございます。これは又経済に關係はないが、藩政時代に各地に行われておりました五人組——今日でも山村に行

きまれば御維新前通り五人組を固く守つてある町村も今日、立派にございまして、租税の滞納者もないようになり立つてゐるところも多くあることでございます。これも一つの信用組合の一部分と考えます。

中でも贈従四位二宮尊徳翁の遺法から成り立つております報徳社の如きは、徳を以て徳に報いるという精神から出たものでございますが、殆どこれも信用組合の制度に異ならぬものといふ事が出来ます。これ等の信用組合の組織もその一般の進歩に従いまして、今日の経済に適すように改良を計りませんと、大いにその発達を期し、その強こを望むことはむずかしいことと存じます。

報徳社、あるいはその他類似の農業あるいは商業、工業の発達を期して各地方にござります信用組合の類似のものもこの法律規則の発達して来ました世の中におきましては、それに従つて改良しなければならぬと言つて、内々はひどく困つてゐるところもござります。どうしてもその発達を期し、又その発達と強ことを期しますには法律の保護を得なければその目的を達する事が出来ぬと考えます。

品川、平田両氏共著の信用組合提要

わが国で明治二十四年の才二議会に提出した「信用組合法案」は品川内務卿と平田法制局部長がドイツ留学の時、見聞したド

イツのシュルツエ系組合にならつたものであつたが、次いで明治三十年には農商務省の手でドイツの「産業および經濟組合法」にならつた才一次産業組合法案が議会に出され、さらに三十三年にはドイツ産業經濟組合法を立案したシュルツエの考え方方に、農村信用組合の祖と云われるライファイゼンの考え方をミックスした才二次産業組合法案を議会で遂に法律化したわけであるが、このようにわが国の産業組合法の「母法」というべきドイツの組合法を中心に、ヨーロッパ諸国の信用組合の情況を最も早くわが国に紹介したのは明治二十九年三月発行の品川弥二郎、平田東助氏共著の「信用組合提要」である。

同書は「一時に歐洲諸国信用組合の情況を概示せんに、そもそも此組合の原則は始めて英國に起り、次に仏國に行われ、一八五〇年以来獨國に於て其の昌盛を見るに至りたるものにて、奥地、伊、白、露、瑞諸國及北米合衆國の間に設立せられたるは遙に其の後に在り。」の書き出しで次のように述べている。(以下原文のまま)

(一) 英 国 千八百八十九年諸種の組合にして組合中央部に營業の成績を報告したるもの総計千五百十五箇、組合員百五万四千九百九十六人、資本運転額四千二十二万五千四百六磅、純益金三百七十七万五千四百六十四磅、組合員持分払込額千百十九万九千九百三十四磅なり、但し其の中信用組合のみに係るもの幾何なるや未だ詳かならず。

(二) 仏 国 千八百七十五年より八十七年に至る間巴里にて設立したる生産組合六十六箇、其の他は全国を通じて信用組合

二十箇、消費組合八百箇、農業上の原料買入組七百箇あり。

(三) 独 国 千八百八十九年の調査に拠るに信用組合三千四百

六十七箇にして其の中組合中央部へ當業の成績を報告せしも

の千二箇あり、此の千二箇の組合のみにても同年に於て組合員四十九万人、組合員持分一億九百万「マルク」準備金二千

六百万「マルク」貸付金十五億「マルク」あり。

(四) 埃 国 千八百八十八年に於て信用組合は登記したるもの

千二百五十七箇、登記せざるもの（法律制定前に成立したるもの）百六箇あり、而して此の登記したる組合は組合員五十五

三万五千人、組合員持分二千九百三十万「フロリン」準備金一千二百万「フロリン」貸付金二億五千六百万「フロリン」を

有せり。

(五) 伊 国 千八百八十七年の統計に拠るに信用組合六百有余

箇にして其の固有資本は一億四百万「ループル」に至れり。

(六) 露 国 未だ最近の統計を得ずと雖も、千八百八十一年に於て既に組合の数七百三十五箇、組合員十九万四千百三人、

固有資本六百八十二万九千三十九「ループル」外資七百二十一

万三千四百三十二「ループル」貸付金千二百四十二万九千六

百二十五「ループル」資本運転額六千五百二十四万五千五百

七十七「ループル」に達せるを見れば現今の盛況推して知るべし。

(七) 白 国 千八百八十八年の統計に拠るに全国十七箇の信用組合ありて、組合員九千八百二十四人、組合員持分二百万「フ

ラン」に達せり。

(八) 和蘭國 千八百八十八年の統計に拠るに信用組合十一箇、

消費組合三十三箇、生産組合九箇、建築組合十六箇、総計六十九箇あり。

此等諸国外、丁株、瑞西、北米合衆国に於ても亦較近漸く発達すると雖も、今統計の之を徵すべきものなし。

このように記述し、さらに信用組合組織の大要で、ドイツ信用組合について「一世界商業に大恐慌のありし一千八百七十二年より同七十七年に至るの間独逸に於て諸会社銀行の倒産するもの甚だ多かりしに信用組合の損失は云ふに足らざるものあり其の中損失の最も多額なりし年は七十七年にして九百二十九個の組合を通じて貸付金高の九百七十六分の一に過ぎずと云う」

（註）品川、平田両氏が各国の情況を示した一八八八年とはわが国の明治二十二年に當る。

（後略）

各地農民に信組設立の氣運

◇ 平田氏のそそいだ情熱

明治二十四年の才二議会に、政府の手で一たび取り上げた信用組合の立法化も、品川氏の引退、平田氏の転任等で一とん座を來たしたが、然し平田氏の熱心な組合設立提唱行脚と、當時の農民が最も希望していたものに対する農民指導者の活潑な動きが、各地の農民に信用組合設立の気運を浸とうさせ、各地に信用組合が続々と設立した。

中でも二宮尊徳の流れをくむ「報徳社」を中心とした信用組

合設立の動きは箱根の福住正兄氏が明治二十五年、三河、駿河、遠江、伊豆に散ちばつていた報徳社の同志に檄をとばし、箱根湯本で信用組合研究会を開催し、全国にさきがけて組合設立にふみ切つたのである。

この福住氏は、明治二十四年のオニ議会に品川内務大臣が信用組合法案を提出するに当つて、起草役の平田部長が品川氏の命で箱根に急行、福住氏と会つて、法案の構想について種々意見の交換を行つた。その際、福住氏は得々として報徳社の事蹟を語り、平田氏はまた、かつての留学中に見聞したドイツの信用組合の実況を伝え、わが国の組合設立に心から共鳴した間柄であった。

信用組合研究会開催の直後、二十五年八月には「遠江国報徳社」社長岡田良一郎氏が静岡県掛川町にわが国で最初の「掛川信用組合」を設立した。それにつづいて同年九月には副社長伊藤七郎兵衛氏が同じく静岡県見付町に「見付報徳社連合信用組合」を発足させた。さらに興津信用組合、三川信用組合、清水港信用組合等がみな報徳社の組織を背景として静岡県内に設立された。

このような静岡県下の報徳社系組合とは別に、明治二十六年（一八九三年）には山形県にも信用組合が誕生した。平田氏の生地、米沢市に近い東置賜郡小松町に二十六年一月、「山形県小松才一信用組合」、同年四月には「東置賜郡糠野日信用組合」、六月の「小松才二信用組合」「米沢市信用組合」と県南地区に、申し合せたように信用組合が生れたことで、又平田氏が直接指

導した品川氏の栃木県那須野原開墾地の「參松信用組合」が出来たのもこの年であった。

山形県置賜地方に相次ぎ設立

山形県最初の小松才一信用組合は平田法制局部長が帰郷の際、小松で直接指導した組合で、この才一組合はその後県内各地に出来た信用組合のモデルとなつて有名になつた。

このように明治二十四年のオニ議会で火を点じられた信用組合設立の気運は組合法が法制化されようと、されまいと、平田氏等の農民に注いだ燃える情熱は年とともに信用組合の数を増加して行つた。明治三十一年調査の農商務省「各府県現在産業組合」による信用組合設立年次別数は

明治二十五年（一八九二年）	三
二十六年	八
二十七年	九
二十八年	八
二十九年	二三
三十一年	三
三十二年	二

となつており、又府県別では

静岡県の四十組合を筆頭に、栃木、熊本両県の各十組合、山形県の七組合が多く、東京、大阪、兵庫、群馬、京都が各三、福井、広島の二県が各二組合、岡山、茨城、奈良、山梨、新潟、岐阜、宮城、神奈川、愛知の九県が各一組合となつてゐる。

年毎にふえて行つたのはひとり信用組合だけではなく、明治十一年に早くもスタートし、信用組合よりは先輩格の販売、購買組合等が数多く設立され、近代的協同組合の活動を続けていたことが、農商務省が同じ、明治三十一年の調査で次の数字を出している。

信用組合	一四四組合
販売組合	一四一組合
購買組合	三九組合
利用組合	九組合

製産組合
合計

三四六組合
一四組合

以上の数字は政府の信用組合法案が明治二十四年の才二議会で流產し、三十年（一八九七年）二月十五日の貴族院で「産業組合法案」が葬り去られ、明治三十三年（一九〇〇年）二月の才十四議会で漸く「産業組合法」となって、法制化するまでの間に、農民が自發的に設立した、法律によらない組合であり、明治維新を境にしたわが国の産業界、特にわが国の農業の発展に大きい役割りを果してゐたのである。

わが国最古の小松糠野目信用組合

明治三十三年の産業組合法が制定される前、平田東助氏の直

接指導で明治二十六年一月設立した東置賜郡小松町字中小松

二、八八九の小松信用組合、同年四月の同郡糠野目村大字糠野目一、五〇一の糠野目信用組合は山形県ではもちろん最古のものであり、全国でも静岡県掛川信用組合等に次いで五指の中に入る歴史的組合である。

明治二十四年、才二議会に提出した「信用組合法案」が不成立になつたが、あくまでも法案の成立を期した法制局長平田東助氏は出生地山形に信用組合組織を計画、米沢に帰つたのを機会に、旧知の小松町井上庄次郎氏等と語り、自ら定款等を作

小松信組十八年間で終る

組合員百九十名、一千三百三十六口ときめ、スタートを切つたが、十三年後の明治三十九年には小松信用合資会社に組織を変えをし、更に五年後の四十三年には解散、本県の才一号組合も十八年間で終止符をうつてゐる。

組合定款は次のようなもので、続いて設立された糠野目、小

才 一条 本組合ハ當分小松町字中小松二千八百八十九番地ヘ
仮事務所ヲ置ク
スルヲ得

才 二条 本組合ハ組合員ヲシテ資本ヲ積立テ営業資金借用ノ
便ヲ得セシムルヲ以テ目的トス

本組合ハ組合員又ハ組合員外ノ者ヨリ預り金ヲ為ス事ヲ得

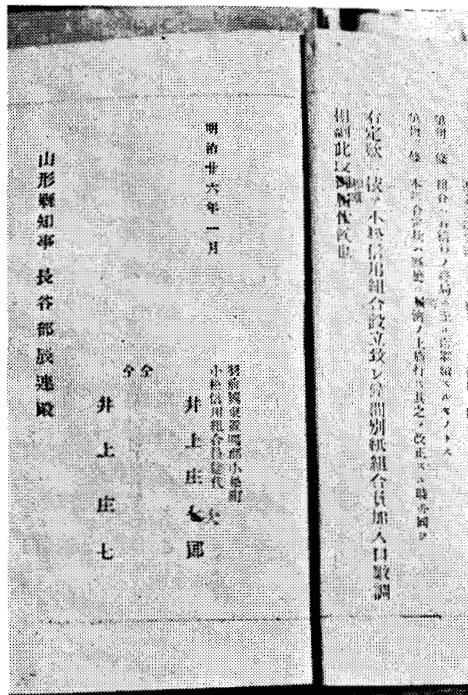
才 三条 本組合存立期ハ明治二十六年ヨリ十二ヶ年ヲ以テ一
期トシ以後繼續スルハ總会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
資本金口数ハ二千口限リトス、但シ一名ニシテ百口以上一
口以下ノ加入ヲ許サズ

松才二、米沢等の信用組合は全部がこの小松組合のものをモデルとしてそのまま採用、実施された。

小松信用組合定款

(原文のまま)

小松信用組合定款



本組合ノ組合員外ニ對スル責任ハ組合ノ財産リトス
才 三条 本組合存立期ハ明治二十六年ヨリ十二ヶ年ヲ以テ一
期トシ以後繼續スルハ總会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム
資本金口数ハ二千口限リトス、但シ一名ニシテ百口以上一
口以下ノ加入ヲ許サズ

才 四条 組合ノ貸付資本金ハ組合員ヨリ払ヒ込ムヘキ持分並
ニ預リ金ヲ以テ成立スルモノトス

組合員加入申込ハ本年ヨリ三ヶ年以内タルベシ、但シ創立
明治二十六年一月に設立した山形県最古の小松信用組合、上が
設立申請書、下が組合の定款(立派な活版版)、まだ羽前国東置
賜郡小松町と言った時代、県知事は才四代の長谷部辰連(知事)

以後加入口數ニ対シテハ相當ノ準備金ヲ出サシム

才五条 組合員ノ持分ハ組合存立期限内之ヲ引戻スコトヲ得ズト雖モ組合員ヘ壳渡スコトヲ得

才六条 組合員ヘハ加入ノ証トシテ持分払込通帳ヲ渡スヘシ、此通帳ハ組合ノ承諾アルニ非ラサレハ質入書入壳渡等ノ効力ナシトス

才七条 持分ハ一口金十円トシ毎月一日ヲ期トシテ金十夷ツツ各口數二応シ出金スヘシ、持分ニ対スル利益配当金ハ總持分ニ繰入レ合計金十円ニ満ツルニ及ンテ株券ヲ附与シ年々利益金ヲ配分スヘシ

才八条 組合員規定ノ払込ヲ怠ルトキハ前出資金ヲ返附シ退会セシムルモノトス、但シ準備利益金ハ割戻サス

才九条 資本金貸付ハ役員会ノ評議ヲ以テ予メ程度ヲ定メ程度以内ハ申出次才貸附ヲ行フヘシ

才十条 貸付ハ当座定期ノ二類トス、当座貸付ハ普通法ニヨリ約定書ヲ製シ通帳ヲ以テ貸借取引ヲナスヘシ、定期貸付ハ

六ヶ月以上十二ヶ月以内ヲ以テ返済期トシ其時々証書ヲ徵スヘシ

才十一条 貸付金額ハ本人積金現在高ノ十分ノ八以内ハ信用証書ヲ以テ貸付ヲナスヘシ其以上ハ相当ノ抵当ヲ差シ入レシム、但シ信用貸付金額ハ積金現在高ノ三倍ヲ超エルヲ許サス、又ハ積金高十分ノ八以上ヲ貸付クル場合ニ於テハ組合員二名以上ノ保証人ヲ立シム可シ

才十二条 組合員若シ貸金ノ返済ヲ怠リ又ハ利子ヲ払込マサル

トキハ其積金高及担保品ヲ以テ償ヒ得ル限りハ之ヲ弁償セシメタル上退会セシムルモノトス

才十三条 貸借金ノ利息ハ時ノ景況ニ依リ変更スルモノトス

才十四条 総益金ノ内預リ金利子役員賞与金組合費及準備積立金ヲ引キ去リ残金ヲ持分高ニ配当スヘシ

才十五条 準備金ハ前六ヶ年間毎年利益金ノ半額、後六ヶ年間ハ毎年利益金ノ百分ノ五ヲ積立テ持分総高十分一ヲ以テ限りトス

才十六条 組合員ハ役員ヲ選挙シ総会ニ於テ発言及投票ノ權ヲ有ス

才十七条 組合員投票権ハ株數ノ多少ニ関セス各一個限リトス

才十八条 組合員ハ營業時間内何時ニテモ組合ノ帳簿閲覧ヲ乞フヲ得、但シ他ニ持チ去ルコトヲ許サス

組合員ハ必要ヲ認ル時ハ役員ニ対シ臨時総会ヲ請求スルコトヲ得

但シ加入總口數三分ノ一以上ニシテ十名以上ノ同意者アルヲ要ス

才十九条 組合員ハ組合ニ対シ其口數ニ応シ損害ヲ分担スルノ義務アリ、新ニ組合員ニ加入スルモノハ旧組合員ト同一ノ権利ヲ有シ義務ヲ負フ

才二十条 正副組合長ハ五十口以上加入ノ者、監査役ハ二十口記一名

組合長一名、副組合長一名、監査役三名、会計役一名、書

以上加入ノモノヨリ組合總会ニ於テ投票ヲ以テ之ヲ選挙スヘシ、会計役及書記ハ正副組合長、監査役ノ協議ヲ以テ任用ス、但シ会計役ハ相當ノ身元引受人ヲ要ス。

才二十二条 正副組合長、監査役ノ任期ハ三ヶ年、会計役ハ二ヶ年トス、各再選妨ケナシ、但シ監査役ハ初期二ヶ年目ヨリ

ケ年トス、一人ツツ抽籤ヲ以テ退任ス

才二十三条 組合長ハ会計役ヲ指揮シ一切ノ事務ヲ処理シ、副組合長、監査役ハ定期若シクハ臨時ニ出頭シ事務ヲ監査スヘシ、組合長事故アル時ハ副組合長之ヲ代理ス

才二十三条 組合長ハ外部ニ對シテ組合ヲ代表シ又ハ總会及役員会ノ決議ヲ執行ス、凡テ組合ノ名ヲ以テスル書類ニハ本組合ノ名称ヲ記シ組合長ノ氏名ヲ附記シ組合及組合長ノ印章ヲ捺スヘシ

才二十四条 正副組合長及監査役ハ當分無給トス、事務ノ繁別ニヨリ相当ノ報酬ヲ附与ス、会計役及書記ハ月給ヲ附与ス

才二十五条 正副組合長、監査役、会計役ハ其職務上過失懈怠ニヨリテ生シタル損害ニ対シテハ連帶責任トス、其各自ノ過失懈怠ニヨルモノハ各其責任ニ任ス

才二十六条 正副組合長、監査役ハ役員會議ヲ以テ組合ニ必要ナル細則ヲ規定シ役員ノ給料及賞与例、懈怠処分法ヲ定ムルノ權ヲ有ス、但シ規定ノ重要ナルモノハ總会ノ議決ヲ経ヘシ、正副組合長監査役ハ其協議ニ依リ臨時總会ヲ開クノ權アリ

才二十七条 組合ノ計算期ハ一ヶ年トシ毎年一月通常總会ヲ開キ前年度ノ処務ノ顛末ヲ報告シ決算表ヲ配布シ總会ノ議事ハ

出席員ノ過半数ヲ以テ之ヲ定ム

才二十八条 總会ニ於テ組合員ニ非サル者ヲシテ代理人トシテ出席セシムルヲ得ス、一名ニシテ數名ノ代理委任ヲ受ケルモ妨ナシ

才二十九条 定款ノ改正組合ノ解散又ハ継続ニ関スル議事ハ組合員三分ノ二以上ノ多數ニ非サレハ可決スルヲ得ス

才三十条 組合員死亡又ハ家督譲与等ニ因ルトキハ組合ノ認許ヲ經テ持分ヲ其相続人ニ譲渡シ記名換ヲ為ス事ヲ得

才三十二条 組合解散スルトキハ總会ニ於テ二人以上ノ精算人ヲ擇举スヘシ、精算人ハ組合ノ財産及負債總高ヲ取調ヘ先ツ負債ヲ償却シ而後其財產ヲ各組合員ノ持分高ニ応シテ配分スヘシ、若シ仍未済ノ貸付金アルトキハ返金次第割渡スヘシ、精算人ハ各役員ト同一ノ権利ヲ有シ義務ヲ負フ

才三十三条 本組合定款ハ県庁ヘ願済ノ上施行ス、其之ヲ改正スルトキモ亦同シ

右定款ニ依テ小松信用組合設立致シ候間別紙組合員加入口數調相副此段相願候也

明治二十六年一月

羽前国東置賜郡小松町

小松信用組合員總代

同 井 上 庄 次 郎
上 庄 七

山形県知事 長谷部辰連殿

本組合役員当選左之通

組合長	井上庄次郎
副組合長	井上庄七
監査役	金子伝五郎
同	高橋祐吉
	船山久兵衛

当分会計役ハ副組合長之ヲ兼ネ書記ハ監査役之レヲ兼ヌ

五年で消えた糠野目信組

二番目の糠野目信用組合は同村きつての大地主、酒造業の後藤卯左衛門、製糸業の布施武造の両氏（親戚の間柄）とさらくに、村長の佐藤豊次郎氏を加えて設立したものである。

平田氏が近くの小松を訪れて信用組合というざん新たな金融事業のつくり方を指導したと聞いて、後藤、布施両氏の心が動き、

平田氏に指導を求める一方、

村の地主、有力者を集めて、組

糠野目信用組合

の通帳（小松に出来る前のもの）

合の何たるものかを吹き込んだ。

両氏の説に一人の反対もなく、忽ち「糠野目信用組合」の設立にこぎつけた。

これが明治二十六年四月で、小松からおくれること僅かに三月という早さであった、設立発起人は後藤、布施の両氏、両家の号令のもと、組合員実に二百四十六人、九百十六口（九千六六十円）のものである。組合理事者は

組合長後藤卯左衛門、副組合長布施武造、監査役斎藤善助、同星忠右衛門、同佐藤豊次郎

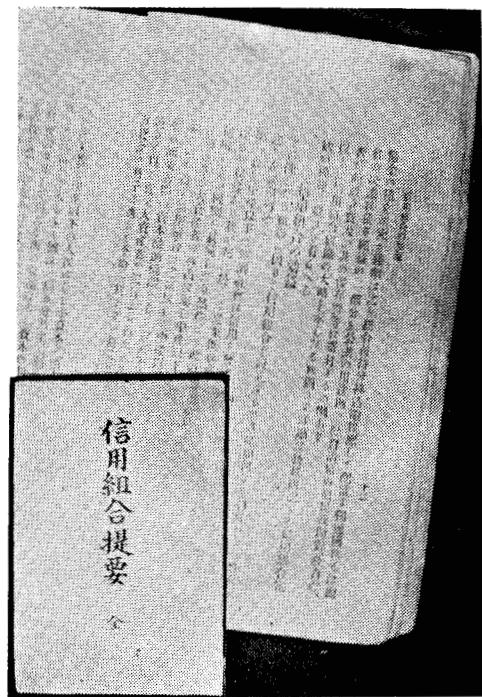
で、佐藤監査役は佐藤村長その人である。

当時の県知事は小松同様、長谷部氏で、「羽前国東置賜郡糠野目信用組合総代人」として設立願書を出した、定款は小松組合そのまで、出資口数をならべると、大口は、百口（一口十円として一千円）後藤組合長、七十五口布施副組合長、七十口相田了、五十口飯坂政之、二十口が斎藤、星、佐藤三監査役及び星寿助、松谷貞助の五氏、最少が十一口（百十円）となつている。

組合員の大半が大地主、後藤組合長の親族、小作、使用人で占められ、後藤独裁の地歩をかためた。

その当時、四斗六升入りの米が四円三十銭で買ったから、約一千倍、最少の百十円でも現在の十一万円、後藤組合長の百口は百万円の出資ということになるから大変である、出資払込みは一口につき十麦づつそれぞれの出資口数に応じて毎月一日に分割入金することにしたが、（布施副組合長の場合七十五口だ





品川、平田両氏共著の信用組合提要
明治29年3月の刊行で、組合設立のバイブルである。

法律に拠らない農民任意の販売、購買組合の設立、特に明治

二十五年以降の信用組合の統出は時代の要請とは云いながら、

平田東助氏の熱心な各地巡歴、講演会、研究会開催等によつた指導の結果で、さらに啓蒙手段として平

田氏は品川氏と共に明治二十九年三月二十三日、「信用組合提要」を出版、強く農民に組合設立を呼びかけた。

同書は数年間で絶版となり、現在では所蔵している図書館も絶無に等しい。緒言、総論、信用組合組織の大要、信用組合の効益、信用組合の責任、信用組合の他自助自治の精神に基く諸種の組合、本邦及欧洲の信用組合、附録参照「金松信用組合定款」の八項に分けて述べられているが、わが国の組合運動の先達であり、恩人である両氏の多年にわたった組合研究の結果を、確信を以てこの著書に述べており、

から毎月七円五十銭づつ)入金場所は三ヶ月交替で後藤、布施正、副組合長宅に横一尺、縦四尺の大看板をかかげて集金事務を取扱つたので、両家が信用組合の回り持ち事務所だつたわけである。

然し発足して僅か五年十ヶ月後の三十二年二月限りで組合事

務がと絶えてしまい、解散決議、清算事務に入つてしまつた。信用組合組織の先覚者として非常な熱意を傾注して発足させた後藤、布施氏等のこの組合が短命で終息したいきさつについてはいろいろと評判されたが、要は組合長の独断専行に対する反感と、不信の爆発が組合の持続を許さなかつたものらしい。

平田、品川 信用組合提要 の 出 版

わが国協同組合運動の經典とも云うべき「信用組合提要」の内容を次に誌することにした。

総論

(原文のまま)

競争は人の天性にして又進歩の原力なり、人世にして若し競争なくんば蒙味懶惰、更に禽獸と異なるなきに至らんとす。然れども競争の極まる所優者益々優に、劣者愈々劣にして斗奪已む時なく人道終に滅せんとす、故に競争は自由ならざるべからざると同時に、國家は又法を設けて優者をして独り其の威を擅にせしめず、劣者を保護して其の生を安せんめん事を計らざるべからず。

昔封建の世は士に常職あるとともに民亦常業ありて農商工各々其の業を世襲し、特に営業の自由、移住の区域を制限せられ土地の売買を禁ぜられ、智あり材ある者も其の力を展ばすに処なく、其の常業に甘んじ、其の分限に安んじて以て身世を終へざるべからず、加ふるに全国三百有余藩は各々其の經濟を異にし、四境皆閑門を置きて出入を査察し、故らに他藩との往来を隔絶したるが故に貿易交通の境域甚だ狭隘にして各地互に壅大の小經濟界を為し、甚しきは敵國相對峙するの状あり、封建時代に於ける經濟界は此の如く数百年間始終一定の模型に拘束せられ、営業の競争全く杜絶せられたるを以て天災地変若くは戦乱の如き不虞の事變あるに非ざるよりは細民の生活先づは安樂無事なりしなり。

然るに一朝封建制度廢せられて全国の政治統一に帰するや三

百有余の小經濟界は忽ち融解し一国を挙げて自由交通の一經濟界と為り、営業移住土地の売買皆其の制限禁止を解かれ、農工商の天地忽ち洞開して往くとして自由ならざるなきに至れり、此に於て其の當然の結果として営業上の競争を來し、資本乏しくして世機を知るの能なき者は益々其の貪を加へ、強は弱を呑み、大は小を併せ貪富の懸隔日に益々甚しきを見るに至れり。

是れ全く我が邦の經濟か人為の羈絆を脱して自然の機能を發するに至りたる結果にして、今後農商工業の益々発達するに従い、此の状態の愈々急切なるを見るべしと雖も是れ蓋し社会変遷の機に際して數の免かれざる所なり、而して條約の改正も今や着々其の目的を達し數年を出でずして内地の開放、外人の雑居を見んとす、果して其の時に至らば我が經濟界は如何なる現象を呈すべきか、想ふに吾人の生活は其の程度未だ歐米人の如く高からず、随ひて我が邦の労銀は歐米諸国に比して低廉なるを以て内地を開放するも歐米諸国労働者が沓至群來して我が労働者の業を奪ふの憂は固より之なかるべしと雖も、その老熟なる商工的手腕と機敏なる射利的奇智とを以て低利の資本と精巧の機械とを齎し來りて、諸般の事業を興し以て我が産業者殊に小商工を圧倒するも亦知るべからず。

縱令新來の外人は我が國の事情に通ぜざるを以て俄かに独立して手を下すことなしとするも、若し信用ある我が事業家にして外人と共に事業を興さんとする者あらば外人は喜びて其の低利なる資本を投ぜん、果して然らば我が經濟界は此に再び一大

変動を致し、優勝劣敗の競争愈々劇烈なるべきは必然の勢なり。

人或は曰く、大事業にして続々興起すれば大いに労働の需要を増し随ひて労銀自ら昂騰し、細民の生計今日に比して安楽なるを得べし、然らば其事業の欧米資産家の独力に成ると、邦人の共力に成るに論なく我が細民に幸する所大なるべしと、其れ然り、無資赤食の細民は依りて以て一時糊口の途に就くを得べしと雖も、是れ唯に目前の幻影のみ、若し夫れ中產以下の産業者の僅少なる資本を運転して其の生計を営む者に至りて劇烈なる生存競争に堪ふる能はずして大資産者、大事業家の併呑する所と為らん。

勢此に至らば此等の産業者は転じて労働者と為り、労働の数非常に増加して供給は需要に超え、忽ち糊口の困難を告げ、遂に資産者社会と無資産社会と互に反目疾視し、種々困難なる社会問題惹起して復た救ふべからざるに至るも知るべからざるなり。

我が邦はさきに封建の世に在て土地兼併の弊を防ぎ財産均分の制を執り以て明治維新の際に至りしが故に今日に於ても幸に貪富の懸隔未だ歐洲諸邦の如く甚しきに至らず、非常の大富蒙少なければ無資赤食の窮民も亦少なく独立して小経済を立つる小農小商工は国民中十の七、八に居る、而して此の社会は實に我が国家の基礎を成すものにして、一国の安危文野貧富強弱は総て其の発達如何に在るなり、然り而して之を既往の歴史に徴し、之を将来の大勢に考ふるに此等農商工社会の今後益々衰替

して大事業家の為に蚕食せらるる勢あるは既に前段に詳にせり。

若し此の勢にして底止するところなくば國家の要素漸く消滅して元氣遂に衰廃するに至るべし、然らば國家經濟の基を固くし、國民富安の道を立てんと欲せば、須らく小農小商工社会の為に将来の危険を予防し、以てその維持発達を奨めざるべからず。

夫れ然り。然らば如何にして以てその維持発達を奨むべき乎、彼の一時、民間に勢力を擅にしたる地租輕減論の如きは果して地方小農の固弊を救ふに足る乎、將た今回政府の議会に提出したる勧業銀行及び農工銀行両法案の如きは果して小農小商工社会を助けて将来劇烈なる競争場裡に立ち、その独立を保ち、その産業を進めしむるに足る乎。

顧るふに地租輕減論は國家の財政上到底行ふべからざるのみならず、適々獨り大地主を益するに止まるべきなり、夫の勧業銀行及び農工銀行両法案に至りては農工業の発達に非常の裨益を与ふるや疑なしと雖も、法案の規定するところを見るに、無抵當にて資本を借らんとせば、二十人以上の連帶責任を要す故に、抵當に充つべき充分の資産なき者は先づ二十人以上共同連結するにあらざれば資本を借入る事を得ず、而して二十人以上の共同連結は各営業者の資本を得んとする場合に在て到底為し得べきことに非らざるなり、然らば則ち今日小農小商工社会を助けて将来の危険を予防し、その維持発達を奨むるに果して如何の道あるか、我が輩の所信を以てすれば、対人信用の機關

を設けて、無資産者と雖も、容易に資本を利用するを得せしめ、以てその生産力を培養せしむるの外道なきなり。

対人信用の機関とは何か、信用組合これなり。

「信用組合組織の大要」

また信用組合組織の大要では

(前略) 信用組合は相互の信用を以て志を同うし、財産を共にするものなれば組合員中一人にても不信用なるものある時は、組合全体の感情を害い、独り各員相信じ、相和して共同の利益を挙ぐるが如きこと能はざるものならず、終には紛議争論をして為に組合解散の不幸を来すことなきを保せず、然れば、可成規約を厳重にし、専ら確實なる人のみを擇びて組合員となすことを要す。而して組合員は一定の区域内、例え一町村又は数町村の内に住居するものに限るか、然らざれば各員互いに相知る者に限るか、要するに地理上又は社交上に於て親近の関係を有するものに限らざるべからず、何となれば組合員は互いに平素の勤惰又は財産の関係等ごとく熟知して、十分信用を置くを必要とし、且つ組合にて資本を各員に貸付するは対人信用によるを以て亦各員居常の行為及び経済上の能力を知らざるべからざるの必要あればなり。

組合員の数少きに失するときは組合の利益少くして、その発達遲緩に流れるれども、亦多きに過るとときは營業上危険に陥るの恐れあれば、先づ一組合の員数五十人以上三百人以下位を程度とすべし。(中略)

組合員の持分払込額のみにて營業資本に不足を感じる場合においては組合の信用に頼り、他より資本を借入ることあり、今我が邦に於て信用組合を設立するに当りては、各地經濟の状況により一概には言ふべからざれども、急に營業資本を集め、最初より活潑の効を為さんよりは、先づ貯金預所たるの功用に重きをおき、漸次運転に習熟し、基礎を固め、然る後、力を展ばすを安全とすべし。然れども若しその組合区域中、篤志者ありて組合の資本となるべき金を預入れんとするときは、よろしく之を長期の預金として流通資本に供すべし、斯の如くなれば初より安全なる資本を得て、組合員に貸付するの便利を得べきなり。(後略)

タバコ不足は戦争につきもの、たまに店頭にタバコを見つけても空箱引換えの仕組みで、益々深刻となり、戦争末期には午前六時売出しの方針をとったため、夜明け前からタバコ屋の前に長い行列が続いた。

その後、隣組配給に変り、紙巻一日六本、刻み六匁としたが、

() () タバコ饑饉に私設専売局 () ()

二十年三月から五本となり、終戦の頃には一日僅か三本となつてしまつた。このタバコ饑饉は終戦後數年間続き、アメリカタバコロコシの毛や、街路樹、プラタナスの葉がタバコ代りに吸われたものである。(太平洋戦争の末期)

第十議会に再び産組法提出

またも不成立 論議ふつとうの議会

明治二十七、八年の日清戦争以前に非常な勢いで拡がって行つた中小農商業者擁護運動は、戦後の明治二十九年になつて日本勧業銀行法、府県農工銀行法の制定の形で急に成熟した。

待望の成立まで

日本勧業銀行に対しても割増金債券の発行と利子の補給、または府県農工銀行に対しては農工銀行補助法の規定を設けて、府県の持株に対して補助金を支出すること等政府は特別の保護を与えるとともに、「二十人以上の農業者または工業者が連帯借用を申し出るときは五ヵ年以内の定期償還の方針で無抵当貸しつけする。」と定めたが、然し農工銀行は一般生産者の金融機関としては十分なものでなく、これを補う方法として、産業組合の設立を奨励、保護するための立法が考慮されて來た。

立法者はさきの信用組合法案を内務省提出したのと異り、農商務省で産業組合法を立法するための慎重な調査研究が開始された。この時主として立法、立案に從事したのが農務局農事課長渡部朔、参事官織田一の両氏でさきの（明治二十四年）信用組合法案に対する痛烈な批判、というよりは先頭きつて非難し、攻撃をしかけた当の本人であったことは偶然であるが、実に皮肉なことである。

農商務省では全国の既に設立された信用、販売、購買、製造等の産業組合的団体の調査を行う一方、一八八九年（明治二十二年）発布の「ドイツ協同組合法」をほん訳して、「ドイツ帝国現行産業及び経済組合法」の名で出版物を刊行し、また地方長官に諮じゆんし、さらに組合関係当事者の実際の意見を集める等実に慎重に事を運んだ。

法案の内容はさきの信用組合法案と同様に、ドイツの組合法を母体にして立案起草したが、特に意を用いたのは信用組合法案で問題、批判された個所を改め、組合の種類を信用、販売、購買、製造、使用の五種類として、農業政策との関連を強く押し出した。

このように法案の内容に信用組合法案と、今度の産業組合法案とでは大きな違いを見せたほか、当然のことだが、行政主管上の問題にも万全の構えをとり、明治三十年（一八九七年）二月の才十帝国議会に政府提出の産業組合法案として提出したのであつた。

信用組合法案が才二議会で流産してから六年目である。二月十五日にまず案は貴族院に上程となり、十八日榎本武揚農商務大臣が産業組合法案提出の理由を説明した。

榎本農相の説明に次いで、質疑応答を重ね、十五名の委員審

査に移った。委員はさらに平田東助、藤村紫朗、富井政章の三氏が小委員となつて修正案をつくつたが、委員会の相談はなかなかまとまらず、産業組合法の制定に反対論が多く、平田東助委員等は目まぐるしいまでに法案通過に努力したにもかかわらず、修正案の取りまとめにもこぎつけられず、そのうち、この才十議会は閉会となつて審議未了のまま、再び葬り去られてしまつた。

芸術界けんらんと咲く

明治二十八年（一八九五年）四月には日清戦争が終り戦勝の結果、台湾、澎湖島を日本領土にして台湾総督府を設け、樺山資紀初代総督が島民鎮撫のため、六月台灣に渡つた。同月、朝鮮独立が中外に宣言された。二十九年になると初めて葉タバコが専売制になり、五月には有名な三陸地方の大つなみで大惨害をひきおこした。

三十年十月には金本位貨幣法が公布になり三十一年六月には多年の藩ばつ政治を打破した板・限（板垣・大隈）政党内閣が成立し、七月の民法実施、三十二年六月の商法実施、三十三年三月治安警察法公布など政治の面で着々近代国家の形をととのえて行つたが、文壇・美術界も戦勝日本にふさわしく、けんらんと咲き誇り、尾崎紅葉の「金色夜叉」、島崎藤村の「若葉集」は三十年、徳富蘆花の「不如帰」が三十一年にそれぞれ発表されたし、正岡子規が三十二年に新和歌論を提唱して大いに論議の種をまいた。

橋本雅邦等が日本美術院を創設したのは三十年十月である。三十一年には北里柴三郎博士がコレラ血清を完成して世界の医学界に大衝撃を与えた。同年七月には赤帽なるものがはじめて駅に出現。三十二年にはハガキ一袋五厘、封書三袋にきめて、年末に「年賀郵便制度」をはじめて実施した。

山形市で全国農談会奥羽大会ひらく

新橋から東京に鉄道が延長され奥羽線が板谷トンネルの難工事を片づけて米沢まで開通したのがともに明治三十二年のことである。『ハイカラ』の新語が流行し、自動車という珍しい車が輸入され、未成年者のタバコに禁止法を出したのは三十三年であった。

二十七年結成された全国農事大会につづいて、二十八年九月には山形市で全国農談会奥羽大会が開かれたのだが、二十九年五月、山形市に「歩兵第一連隊」が設置されて、昭和二十一年（一九四五年）の軍国日本解体まで五十年間に及ぶ霞城健児誕生の場となつた。同じ年九月には山形県農会、県農事試験場が出来、両羽、山形商業銀行が開業した。両銀行につづいて樺岡、長崎、山辺、天童、両羽農工銀行の開業がつづき、三十三年には山形、鶴岡に電灯がついた。

三十三年は「産業組合法案」が才十四議会を通過、九月一日待望の実施を見た年だが、前年の農会法公布に伴つて県内の町村も一齊に農会組織に動き、東根、上の山荒砥の各銀行がうまれ、東田川郡藤島町に県立庄内農学校が開校となつた。